

石狩市子どもの権利に関する条例骨子(案)

(パブリックコメント：一般用)

■なぜ子どもの権利条例をつくるのか

子ども施策を進めていくためには、市役所だけでなく、市民や子どもに関する施設など、石狩市全体で取り組む必要があります、そのための共通した基盤となるものが必要になります。

それが条例であり、子ども施策を将来にわたって進めていくための法的根拠になります。

石狩市では、次の4つの理由から子どもの権利条例について検討しています。

1. 「児童の権利に関する条約」に保障された4つの権利を知る

4つの権利は、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」です。

子どもは未来を担う大切な一人の人間です。

この4つの権利について、子どもを含め、すべての市民が共通理解を持つ必要があると考えます。

2. 大人が果たすべき役割を明確にする

子どもには、大人の考えを押し付けてしまいがちです。

子どもを一人の人間として尊重し、大人は子どもの権利を理解して、その権利を守るように努める必要があります。

3. 子どもの権利が侵害されたときの救済体制を整備する

子どもが、虐待やいじめなど権利の侵害を受けたときには、速やかに救済する必要があります。

子どもの安全確保を最優先に、関係機関と連携して適切に対応したり、相談・救済体制を整備することも必要になります。

4. こどもまんなかまちづくりの推進

子どもも一人の市民であり、大人と同じように意見や考えを持っています。

大人は、子どもの意見や考えを受けとめ、子どもにとって最善なことは何かを考えて、可能な限りそれを実現していくようにしていきます。

■条例の概要

1. 条例の名称

条例の名称は、「石狩市子どもの権利に関する条例」とします。

2. 条例の骨子

前文

子どもは、まちの宝であり、大きな可能性を持ったひとりのかけがえのない存在です。あらゆる差別や不利益を受けることなく、夢や希望を抱き、幸せに生きる権利があります。

大人は、心豊かで安心できる環境をつくり、愛情を持って子どもを守り育てます。そして、子どもの声を聴き、意見を尊重して一緒に考え、子どものために最も良いことをいちばんに考える責任があります。

子どもたちは今、いじめや虐待、貧困など深刻な状況にあり、保護者も子育ての負担感や孤立感から不安を抱えています。

石狩市の未来を担う子どもたちは、自分らしくすこやかに成長していくために、次のことを願っています。

- 命が守られ、自分らしく成長したい
- 安心して遊んだり、休んだり、学んだりしたい
- 自分で考えて行動し、大人と同じように意見を言いたい
- 大人は責任を持って子どもを育ててほしい
- いじめや暴力、差別、虐待のない社会になってほしい
- すべての人に子どもの権利を理解してほしい

身近なところに安心できる居場所や頼れる人がいて、悩みや思いを話すことができ、相手も自分も大切にしながら、すべての人がより良く暮らせるまち。

そんな、子どもたちの考える未来のために、石狩市は、どのような環境に生まれ、どのような状況で育っても、子どもがいつも笑顔で暮らせる「こどもまんなかまちづくり」の考えのもと、みんなにやさしいまちを目指し、この条例を定めます。

1. 総則

(1) 条例の目的

この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）、日本国憲法及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、未来を担う子どもたちが安心して自分らしくすこやかに成長していくため、子どもにとって大切な権利が将来にわたって保障され、総合的に施策を推進していくことを目的とします。

(2) 言葉の意味

- 子どもとは、心身の発達の過程にある者をいいます
- 大人とは、子ども以外の者をいいます
- 保護者とは、親と里親など親に代わって子どもを養育する者をいいます
- 子どもに関する施設とは、市内にある、認定こども園、保育所、学校、児童館、児童通所施設など、子どもが育ち、学び、活動するための施設をいいます

2, 子どもにとって大切な権利

(1) 安全に安心して生きる権利

- 命が守られ、平和で安全な環境で、安心して暮らすことができます
- 愛情と理解を持って生まれ、健やかに成長することができます

- 障がいがあることや性別などの理由による、あらゆる差別を受けません

(2) 自分らしく成長できる権利

- 一人ひとりの能力や個性を伸ばしながら成長できます
- 自分にあった方法で学ぶことができます
- 遊ぶことも休むこともできます
- 子どもであることにより、不当な扱いを受けません

(3) 意見を表明し、参加する権利

- 自分の考えや意見を表すことができ、大切に受け入れられます
- 必要な情報を得ることができます
- 自分の関わることに意見を言うことができます
- いろいろな考えの人が集まって仲間になることができます

(4) 自分を守り、守られる権利

- あらゆる権利の侵害から守られます
- いじめや虐待などの暴力から、心や体が傷つかないように守られます
- 秘密は守られます
- 失敗してもやり直すチャンスや支援を受けることができます

3, 大人等の役割と市の責務

(1) 大人の役割

- 大人は、子どもの権利が守られるように努めます
- 事業者は、仕事と子育てが両立できるような環境をつくるように努めます

(2) 保護者の役割

- 保護者は、子どもにとって最も良いことを第一に考え、愛情と理解を持って子どもを育てます
- 保護者は、安心して子育てができるように、必要な支援を受けることができます

(3) 子どもに関係する施設の役割

- 子どもに関係する施設は、子どもにとって最も良いことを第一に考え、愛情を持って指導や支援を行いながら、保護者と連携して子どもを育てます
- 子どもに関係する施設は、子どもの年齢や個性に応じて、子どもの自主的な活動を支えます
- 子どもに関係する施設は、いじめや虐待などの防止に努め、相談しやすい環境を整えます

(4) 市の責務

- 市は、子どもの権利を保障するため、国や他の自治体、関係機関と連携、協力して必要な支援をします

- 市は、保護者や子どもに関係する施設がそれぞれの役割を果たすことができるように、必要な支援をします
- 市は、子どもが自分らしく、安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組みます

4, 子どもの参加と意見表明

(1) 子どもの参加

- 子どもは、市民の一員として、市のまちづくりに参加することができます
- 大人と子どもに関係する施設の関係者は、子どもの多様な社会参加に協力するよう努めます
- 子どもに関係する施設は、当該施設の運営と活動に子どもの意見を取り入れたり、子どもが参加したり、決定に関わることができるように努めます
- 市は、子どもに関する施策と計画の決定、これらの実施結果の評価などを行うときは大人と同じように子どもにも市民として意見を表明できる機会を設けるよう努めます
- 市は、子どもが市政に対して意見を表明し自ら施策の実現に関わるための多様な仕組みづくりを推進します
- 市は、子どもが社会参加の楽しさを味わうことができるよう、子どもの社会参加を促進するための人材の育成に努めます
- 市は、子どもの利用する公共施設について、その運営に子どもの意見が取り入れられたり、参加できる仕組みづくりに努めます

(2) 子どもの意見表明

- 子どもは、自分の意見を表明することができます
- 子どもは、意見を表明したことによる不利益を受けません
- 子どもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重します
- 市、大人および子どもに関係する施設の関係者は、子どもが意見を表明しやすい環境の整備に努めます
- 市、大人および子どもに関係する施設の関係者は、年齢、発達などの理由によって、自分の意思を正しく表現できない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見を代弁するよう努めます
- 市、大人および子どもに関係する施設の関係者は、子どもに関係のあることを決めるときは子どもの意見を聴き、その意見を尊重し、子どもの最善の利益が優先されるよう考慮します
- 市は、子どもの意見の表明が促進されるよう、子どもの意見の表明を支援する人材の育成に努めます

5, 子どもの権利侵害に関する相談と救済

(1) 相談

- 市は、子どもの権利の侵害に対する相談体制を整えます
- 市は、相談の内容に応じて必要な関係機関と連携し、状況の改善に努めます

(2) 救済

- 市は、いじめや虐待など、権利の侵害を受けた子どもとその保護者に対して、速やかに適切な救済と回復を支援するためのしくみを条例に基づく附属機関として設置します
- 市は、権利の侵害を受けた子どもやその保護者が救済を求めた場合、二次的な被害が起こらないよう、最大限の配慮をします

6. 条例を推進するためのしくみ

(1) 推進計画の策定

- 市は、総合的に子どもの権利を保障するため、子どもの権利推進計画を策定します
- 子どもの権利推進計画は、市の子ども施策に関する基本計画（石狩市子どもビジョン）に位置付けます

(2) 計画の推進体制

- 市は、子どもの権利に関する施策の進行状況について、毎年度調査します
- 調査結果は、石狩市子ども・子育て会議に報告し、評価と意見を求めます

(3) 子どもの権利の普及啓発

- 市は、市民や子どもに関係する施設の職員、市職員に対し、子どもの権利の普及啓発を行います
- 市は、子どもの権利に関する理解や関心を深めるために、石狩市子どもの権利月間を定めます
- 石狩市子どもの権利月間は、毎年 11 月とします（11 月 20 日は国連総会で子どもの権利条約が採択された日）

3. 条例の施行期日等

- 条例の施行期日は令和 7 年 4 月 1 日とします
- 本条例は、施行後 5 年を目途に、その内容について検討を加え、必要に応じて見直しを行います